

国民年金

問合せ先 国保年金課

平成29年度の国民年金保険料が月額額16,490円に改定されました。

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付が困難な学生に、納付を猶予します。
※過去2年分までさかのぼって申請できます。

対象 学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専門学校、専修学校などに在学する20歳以上で、本人の前年所得が一定額以下(單身の場合11.8万円など)の学生
※いずれも夜間部・定時制・通信教育課程含む

申請 国保年金課
審査・決定 日本年金機構

■承認を受けた期間は…

●期間中に障害や死亡など不慮の事態になったときに、受給資格があれば障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されます。

●年金の受給資格期間に算入されます(老齢基礎年金の年金額には反映されません)。

●期間中の猶予された保険料は、承認を受けた月から10年以内で

あれば追納(さかのぼって納めること)ができます。

※承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

■申請はお早めに

対象期間 4月分〜来年3月分
必要なもの 年金手帳、学生証など学生である証明、印鑑(本人が署名する場合は不要)

※平成29年1月1日現在、市内在住でない場合は、前年所得を証明するもの(課税証明書など)も必要な場合があります。

■前年度承認を受け、

今年度も在学中の人の申請
承認には毎年申請が必要ですが、前年度承認を受け4月以降も在学予定であることが確認できた人には、日本年金機構からハガキ形式の「国民年金保険料学生納付特例申請書」を送付しています。引き続き在学中の場合は、必要事項を記入し返送すれば、市役所での申請は不要です。

「従来どおりの申請が必要な人」
●在学中の学校などが変わった
●前年中は一定額以上の所得があったが、今はない

●申請書が届かなかった
※詳しくは問い合わせてください。

後期高齢者医療制度

問合せ先

●大阪府後期高齢者医療
広域連合(☎06・479
0・2031)
●国保年金課

健康診査を受けましょう

後期高齢者医療の被保険者に健康診査を無料で受診できる受診券を4月下旬に送付します。

※年度途中に新たに75歳になる被保険者には、誕生月の翌月に送付します。

受診回数 受診券に記載する期限内までに1回

持ち物 受診券、被保険者証

受診場所・申込 指定医療機関

■次の被保険者には、健康診査受診券を送付しません

●病院や診療所に6カ月以上継続して入院している

●特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などに入所または入居している

※退院や退所など状況が変わった場合は、受診券を発行できませんので、問い合わせてください。

人間ドック費用の一部助成

後期高齢者医療の被保険者が人間ドックを受診したときに、費用の一部を助成します。(年度中に1回のみ)

助成上限額 26,000円

必要な物 人間ドックの領収書の写し、検査結果通知書など、被保険者証、振込口座(通帳など)、印鑑

申請 国保年金課

※人間ドックを受診した人は、申請まで領収書などを大切に保管してください。

